

## 愛媛県サービス管理責任者等研修 学則

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

### (実施事業)

第2条 前項の目的を達成するために、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「研修要綱」という。）に則り、次の研修を実施する。

- ・愛媛県サービス管理責任者基礎研修
- ・愛媛県サービス管理責任者実践研修
- ・愛媛県サービス管理責任者更新研修

### (研修事業の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。

- ・愛媛県サービス管理責任者基礎研修（以下「基礎研修」という。）
- ・愛媛県サービス管理責任者実践研修（以下「実践研修」という。）
- ・愛媛県サービス管理責任者更新研修（以下「更新研修」という。）

### (事業者の名称・所在地)

第4条 本研修は、愛媛県知事から研修事業者の指定を受けた次の事業者が実施する。

1. 名称 株式会社マルク
2. 住所 愛媛県松山市吉藤3丁目4番6号

### (実施場所)

第5条 株式会社マルクからのオンライン配信にて実施する。

### (研修期間・開講時期)

第6条 研修は毎年度、下記の時期及び日程にて開講する。ただし、不可避な要因によって、予定通りの開講とならない場合がある。

研修	日程	開講時期
基礎研修	連続する2日間	毎年度7月～3月

実践研修	連続する 2 日間	毎年度 8 月～3 月
更新研修	連続する 2 日間	毎年度 9 月～3 月

(受講対象者及び定員)

第7条 受講対象者は次のとおりとし、定員は各 100 名程度とする。応募多数の場合は抽選とする。

※令和 6 年 8 月から 9 月までの開催分については定員各 30 名程度とする

#### 基礎研修 受講対象者

次の 1 及び 2 のいずれも満たす者とする。

1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件である実務経験年数から 2 年を引いた年数の実務経験（研修受講実務経験）を有する者。  
※基礎研修については、実務経験を満たす 2 年前から受講が可能。  
※研修受講後に研修受講実務経験を満たす見込みの者は受講できない。  
※実務経験については「別表 1」及び「別表 2」にてご自身でご確認ください。
2. 基礎研修受講開始日までに相談支援従事者初任者研修 2 日課程（1 日目及び 2 日目の講義）または全課程を修了している者。

#### 実践研修 受講対象者

1. 2019 年度(令和 1 年)以降、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した日以後、実践研修受講開始前 5 年間に通算して 2 年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者
2. サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始において実務経験者である者であって、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、実践研修受講開始日前 5 年間に通算して 6 か月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者
3. 平成 30 年度以前の旧カリキュラムにおいてサービス管理責任者等研修を修了した者であって、かつ、相談支援従事者初任者研修（講義部分）についても平成 30 年度以前に受講している者のうち、令和 5 年度末までのサービス管理責任者等更新研修修了者でない者
4. 研修制度変更後に実践研修修了者となり、その後実務経験が足りず、更新研修を受講できなかった者

※実践研修の受講に必要な実務経験は原則 2 年以上ですが、一定の要件を満たす場合は例外的に 6 月以上で受講が可能です。2 年未満で受講する場合は、指定の様式で事業所等の指定権者に届け出るとともに、写しを受講申込書に

添付して提出してください。

#### 更新研修 受講対象者

サービス管理責任者等実践研修又は更新研修を修了後、現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事している又は更新研修の受講開始日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員の実務経験がある者

#### (受講料とキャンセル)

第8条 受講料は次のとおりとする。

基礎研修	33,000円(税込)
実践研修	33,000円(税込)
更新研修	33,000円(税込)

※受講料の支払方法は事前振込とする。(振込手数料は受講者負担)

1. 受講する2週間前までに支払いを完了するものとする。
2. 受講料の支払いがない場合は、受講取消とする。  
※受講する3日前までに入金がない場合は自動取消とする
3. 納入された受講料は、全過程修了できなかった場合、及び第14条において受講を取消した場合においても返金しない。
4. 受講料を納入した上で、受講日までにキャンセルした場合であっても、原則として受講料は返金しない。申込時に受講の要否を熟考して申し込むこと。

#### (研修カリキュラム・担当講師)

第9条 研修カリキュラム・担当講師は、別紙1のとおりとする。

#### (募集時期及び受講手続き)

第10条 募集開始時期及び受講手続きは次のとおりとする。

1. 受講日の1ヶ月前から募集を開始する。
2. 指定の申込様式に必要事項を入力の上、期日までに必要書類を添えて申し込みます。
3. 書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛に送付する。

#### (修了の認定及び受講の証明)

第11条 修了の認定は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、修了証書を交付する。

1. 研修の全日程を受講すること。
2. 定められた期日までに課題を提出すること。

3. 受講態度が良好であること。

#### 認定方法

研修期間中は、全日程を録画保存するとともに随時講師・ファシリテーター・事務局スタッフ等が画面上で受講の確認をする。

#### (研修欠席者の扱い)

第12条 理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上の遅刻・中座・早退があった場合は欠席とする。

#### (補講について)

第13条 個別の欠席理由の如何にかかわらず、補講は実施しない。ただし、自然災害等の理由により、受講できない事態が発生した場合は、翌月開催の研修受講に振替とする。

#### (受講の取消)

第14条 以下の掲げる条件の一つ以上に該当する者は、受講を取り消す場合がある。

1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込がないと認められる者。
2. 研修の秩序を乱し、その他の受講者に迷惑な行為を及ぼす者。

#### (修了者管理の方法)

第15条 研修過程修了者の管理方法は次の通りとする。

1. 研修の全過程を修了した者は「修了者名簿」に、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等の修了した個人が特定でき得る必要な情報を記載し、個人情報として十分に注意を払い管理するとともに、愛媛県知事に報告する。
2. 研修の全過程を修了し、修了者名簿に記載した者には、修了証書を交付する。
3. 修了証書の紛失等により、修了者から再発行の申請があった場合、それにかかる経費等を申請者の負担として再発行することができる。

#### (個人情報)

第16条 「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報及び容貌、指紋、声紋にかかるデータ、及び健康保険証の保険者番号などの当該情報単体から特定の個人を識別できる情報(個人識別情報)と規定する。

(秘密の保持について)

第17条 法人及び受講者は研修中に知り得た個人情報を、研修期間中及び研修終了後もその秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第18条 法人が必要に応じて入手した個人情報は、運営管理目的と修了者名簿、修了証書の記載、福祉制度等に関する情報発信にのみ使用する。

また、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ受講者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しない。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除く。

1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  2. 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- 2 前項の定めにかかわらず、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合の当該情報の提供先は第三者に該当しないものとする。

(合理的配慮)

第19条 障がいのある受講者に対しては、研修に必要な対応を可能な限り配慮する。ただし、研修実施主体側に権限が及ばない問題についてはこの限りではない。また、合理的配慮に関わる措置が研修実施主体側に過重な負担となる場合、合理的配慮を提供する義務はないものとする。ただし、その場合であっても双方で十分に話し合い、お互いの意向を尊重した上で過重な負担にならない合理的配慮を検討しなければならない。

(研修事業執行組織)

第20条 研修事業の実際の執行にあたっては、株式会社マルクが愛媛県と連携をとりながら実施するものとする。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められるものは、愛媛県と協議の上、決定する。

附則　この学則は令和6年7月8日から施行する。